三　建築設備等検査員資格者証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　建築設備等検査員の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
五　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十八第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六　建築基準法第七十七条の六十の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
七　建築基準法第七十七条の六十一の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
八　建築基準適合判定資格者の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
九　建築基準適合判定資格者登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
十　建築基準適合判定資格者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
十一　建築基準法第七十七条の六十六第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
十二　建築基準法第七十七条の六十六第二項において準用する同法第七十七条の六十の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
十三　建築基準法第七十七条の六十六第二項において読み替えて準用する同法第七十七条の六十一の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
十四　構造計算適合判定資格者の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
十五　構造計算適合判定資格者登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
十六　構造計算適合判定資格者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

235　法別表第一の百九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

八　建築士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

236　法別表第一の百十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　建築士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

237　法別表第一の百十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　建築士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

238　法別表第一の百十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　建築士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

239～243　［略］

244　法別表第一の百十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十二条の二第三項第一号の衛生管理者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

176　［同上］

［一～七　同上］

八　建築士の生存の事実の確認

177　［同上］

［一～三　同上］

四　建築士の生存の事実の確認

178　［同上］

［一・二　同上］

三　建築士の生存の事実の確認

179　［同上］

［一・二　同上］

三　建築士の生存の事実の確認

180～184　［同上］

［新設］